

6月23日から29日までの1週間は、 「男女共同参画週間」です！！

高松市では、この期間中、男女共同参画都市宣言(平成9年12月)の趣旨を踏まえ、関係機関や関係団体と連携して、男女共同参画社会の実現に向けた各種行事を行います。この機会に、男女が職場や学校、地域、家庭でそれぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」について考えてみませんか？



◆令和7年度 高松市「男女共同参画週間」実施事業◆

◆女性弁護士による法律講座・相談◆

 相続・後見の基礎知識 

参加費
無料

日時：6月25日(水) 第1部(法律講座)13:30～14:50 (30人程度)
第2部(個別相談)15:00～17:00

【個別相談】

- ・第1部の講座を受講した人のうち、希望する高松市在住・在勤・通学の女性の方
- ・事前予約制、先着順、定員4名、1人30分程度
- ・昨年度個別相談を受けられていない方を優先とします。

講師(相談員)：長田 美絵 氏(弁護士)

場所：高松市男女共同参画センター(たかまつミライエ6階)

申込方法：6月2日(月)から6月18日(水)までに、人権・男女共同参画推進課へ電話でお申し込みください。

◆男女共同参画に関するパネル展◆



会場	①高松市男女共同参画センター 交流サロン(たかまつミライエ6階)	②IKODE瓦町イベント展示コーナー (瓦町フラッグ8階)
期間	6月23日(月)～6月29日(日)	6月25日(水)～6月30日(月)
出展団体	高松市男女共同参画センター 男女共同参画センター登録団体	高松市人権・男女共同参画推進課

◆お申し込み・お問い合わせ◆

→【高松市人権・男女共同参画推進課】

電話：087-839-2292 FAX：087-839-2291

Eメール：keihatsu@city.takamatsu.lg.jp

法務省
人権啓発活動委託事業
主催：高松市

だれもがいきいきと自分らしく生きる 男女共同参画社会の実現をめざして

男女共同参画社会基本法では、男女の人権の尊重を男女共同参画社会形成の基本理念の一つとしています。

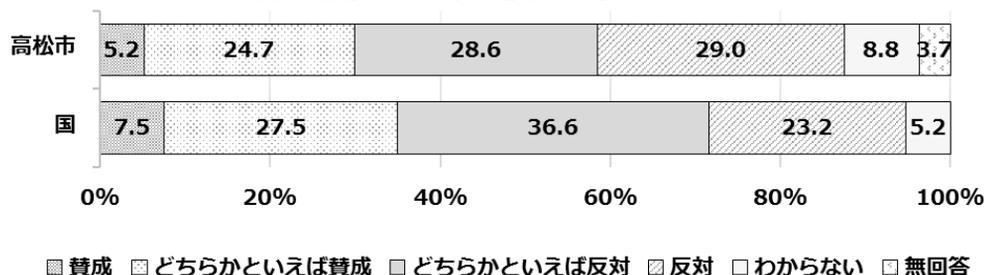
一人一人の存在をかけがえのないものとして認め合い、多様性を理解し合い、人格が尊重されることは、個性と能力を発揮して心豊かに生きる社会をつくるための基本となります。

●男は仕事、女は家庭？●

男女共同参画の実現を阻害する大きな要因の一つとして、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されてきた「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識があります。

令和元年度に本市が実施した「高松市男女共同参画に関する意識調査」では、この考えに賛成とする人の割合は29.9%となり、前回調査（平成26年度）より5.2ポイント減少しており、固定的な性別役割分担意識は、徐々に解消に向かっていけると言えます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について



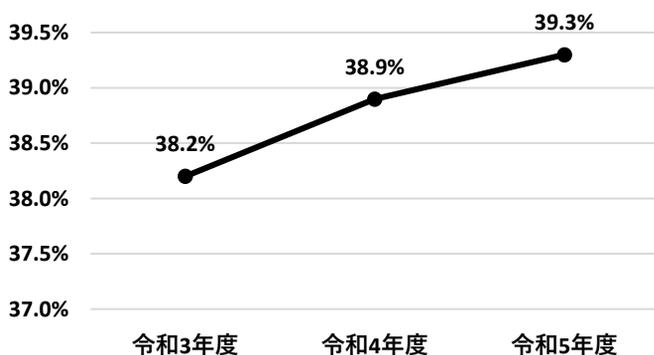
令和元年度高松市男女共同参画に関する市民生活意識調査

●政策・方針決定過程への女性の参画拡大に向けて●

女性は人口の半分、労働力人口の4割余りを占め、政治、経済、社会などあらゆる分野の活動を担っています。しかし政策・方針決定過程への女性の参画は、男性に比べて少ないのが現状です。

そこで高松市では取組の1つとして、審議会等の委員への女性の登用拡大を推進しています。令和8年度までに44%にする目標を掲げ、令和5年度の女性委員登用率は、39.3%となりました。

審議会等での女性委員の登用率の推移



男女共同参画社会の実現に向けての施策を一層推進するため、令和4年度～8年度までの5年間を計画期間として、「第5次たかまつ男女共同参画プラン」を策定しています。



▲プラン詳細はこちら

高松市男女共同参画センターの講座情報はこちらから御確認ください！



▲HP



▲Instagram